

# 役員報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人佐伯市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第1項の規程に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員 理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員 総会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所として週3日以上出勤する者をいう。

(3) 非常勤役員 常勤役員以外の者をいう。

(4) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬等)

第3条 役員は、無報酬とする。ただし、定款第28条第1項ただし書きの規定に基づき、理事長に報酬を支給する。

2 理事長の報酬は、月額60,000円とし、その名称のいかんを問わず賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の支給日)

第4条 報酬の支払日は、毎月21日（その日が土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律に定める休日）をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日の前日とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、現金で本人に支払う。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立て替え金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 センターは、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。